

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の5 第1項の表の第1号

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年11月14日

【中間会計期間】 第113期中(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

【会社名】 東部ネットワーク株式会社

【英訳名】 TOHBU NETWORK CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長兼社長執行役員 若山 良孝

【本店の所在の場所】 横浜市神奈川区栄町2番地の9

【電話番号】 045(461)1651(代表)

【事務連絡者氏名】 代表取締役専務兼専務執行役員 三澤 秀幸

【最寄りの連絡場所】 横浜市神奈川区栄町2番地の9

【電話番号】 045(461)1651(代表)

【事務連絡者氏名】 代表取締役専務兼専務執行役員 三澤 秀幸

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第112期 中間連結会計期間	第113期 中間連結会計期間	第112期
会計期間	自 2024年4月1日 至 2024年9月30日	自 2025年4月1日 至 2025年9月30日	自 2024年4月1日 至 2025年3月31日
売上高 (千円)	5,458,350	5,197,850	10,370,887
経常利益 (千円)	172,928	238,297	250,085
親会社株主に帰属する 中間(当期)純利益 又は親会社株主に帰属する 中間純損失() (千円)	46,225	218,275	105,654
中間包括利益又は包括利益 (千円)	8,296	516,879	222,288
純資産額 (千円)	20,138,067	20,754,106	20,304,115
総資産額 (千円)	24,505,910	25,149,979	24,676,538
1株当たり中間(当期)純利益金 額又は1株当たり中間純損失金 額() (円)	8.13	38.68	18.67
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益金額 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	81.8	82.1	81.9
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	411,211	403,354	737,704
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	702,508	189,220	588,906
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	207,071	195,944	267,808
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高 (千円)	4,089,237	4,486,784	4,468,595

- (注) 1. 当社は、中間連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 第112期中間連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在せず、また、1株当たり中間純損失を計上しているため記載しておりません。第112期及び第113期中間連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
3. 当社は、「役員株式給付信託(BBT)」及び「従業員株式交付信託(RS)」を導入しております。1株当たり中間(当期)純利益金額又は1株当たり中間純損失金額()の算定上の基礎となる普通株式の期中平均株式数については、本制度の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行が保有する当社株式を控除対象の自己株式に含めて算出しております。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

当中間連結会計期間（2025年4月1日～2025年9月30日）におけるわが国経済は、緩やかな回復基調が見られるものの、海外経済の不確実性、国内の物価上昇の継続などから、依然として先行きは不透明な状況となっております。

当社グループの主力事業である貨物自動車運送業界におきましては、運賃の適正化に向けた法整備が進展する一方で、その実効性確保に向けた努力義務の履行や現場への浸透にはなお時間を要し、運賃構造の転換時期が見通せない中で、厳しい経営環境が依然として続いております。

このような状況のもと当社グループでは、輸送採算の徹底的な分析と改善施策を通じて、収益基盤の正常化を推進し、不採算拠点の見直しや再配置の検討を進め、事業効率の最適化に取り組んでおります。

特殊貨物輸送につきましては、引き続き人材育成の投資に重点を置き、新たな物流への参画と成長を目指しております。

3PL事業では、公共投資や国内産業の成長が期待される九州エリア・北海道エリアへの展開を進め、半導体製造向け産業用ガスの保管・輸送体制の構築を着実に進めております。

今後も当社グループは、時代のニーズに応える柔軟かつ高度な物流サービスを提供し、中期経営計画の実現と企業価値のさらなる向上を目指してまいります。

また、当社は、経営環境の変化に的確に対応しつつ、機動的な資本政策を推進するとともに、株主還元の一層の充実を図るべく自己株式の取得を実行しております。

詳細につきましては2025年8月8日リリースの「自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ」及び2025年11月11日リリースの「自己株式の取得状況及び取得終了に関するお知らせ」をご覧ください。

以上の結果、当中間連結会計期間の売上高は5,197,850千円(前年同期比4.8%減)、営業利益181,804千円(前年同期比26.0%増)、経常利益238,297千円(前年同期比37.8%増)、親会社株主に帰属する中間純利益は218,275千円(前年同期は親会社株主に帰属する中間純損失46,225千円)となりました。

セグメント別の業績につきましては、次のとおりであります。

(貨物自動車運送事業)

飲料輸送およびその他の一般貨物輸送につきましては、オーダー量の減少や運賃交渉の影響を受ける中、持続可能な運行体制の構築と効率的な運行の維持、収益性の確保に努めてまいりました。

特殊貨物輸送につきましては、乗務員教育の進捗に伴い新たな乗務が開始され、取扱量が着実に増加しております。

3PL事業につきましては、安定した稼働を維持しておりますが、今後、空床が発生する場合に備え、積極的な営業展開により安定収益の確保を図ってまいります。

トランスポートサービス（配車サービス）につきましては、運賃環境の厳しさが続いているものの、荷主先や傭車先との連携を深めるとともに、DXの推進による業務効率化を進めることで、将来の市場変化に対応できる営業体制の構築を進めております。

以上から、当事業の売上高は、関連業務の荷役・保管作業収入を含め、4,733,751千円(前年同期比5.4%減)となり、セグメント利益は、209,957千円(前年同期比56.6%増)となりました。

(不動産賃貸事業)

自社施設のうち東部ビルでは満床稼働が継続しております。他の不動産施設においても安定稼働をしており良

好に推移しております。

この結果、当事業の売上高は325,759千円(前年同期比1.7%増)となり、セグメント利益は206,068千円(前年同期比3.0%増)となりました。

(その他事業)

自動車整備事業については外注量が減少し、この結果、当事業の売上高は、139,037千円(前年同期比5.3%減)となり、セグメント利益は46,032千円(前年同期比12.7%減)となりました。

財政状態の分析は、次のとおりであります。

(資産)

当中間連結会計期間末における資産合計は、25,149,979千円となり、前連結会計年度末と比較し、473,441千円増加しました。これは主に、有形固定資産が130,856千円減少した一方で、投資有価証券が435,304千円、投資その他の資産その他が96,264千円増加したことによりものであります。

(負債)

当中間連結会計期間末における負債合計は、4,395,872千円となり、前連結会計年度末と比較し、23,450千円増加しました。これは主に、営業未払金が21,658千円、固定負債のリース債務が32,979千円、従業員株式給付引当金が15,560千円減少した一方で、繰延税金負債が133,323千円増加したことによるものであります。

(純資産)

当中間連結会計期間末における純資産合計は、20,754,106千円となり、前連結会計年度末と比較し、449,990千円増加しました。これは主に、その他有価証券評価差額金が297,696千円、利益剰余金が175,217千円増加したことによるものであります。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、前連結会計年度末と比べて18,189千円増の4,486,784千円となりました。

当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況は以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は403,354千円(前年同期は411,211千円の収入)となりました。主な増加要因は、税金等調整前中間純利益346,745千円、減価償却費258,675千円、主な減少要因は、保険解約返戻金73,872千円、法人税等の支払額104,775千円などによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果支出した資金は189,220千円(前年同期は702,508千円の支出)となりました。主な増加要因は、有形固定資産の売却による収入34,575千円、保険積立金の解約による収入81,781千円であり、主な減少要因は、有形固定資産の取得による支出148,267千円、保険積立金の積立による支出101,190千円などによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果支出した資金は195,944千円(前年同期は207,071千円の支出)となりました。これは主に、自己株式の取得による支出44,143千円、配当金の支払額43,057千円などによるものであります。

(3) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当中間連結会計期間において、当社が優先的に対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりであります。

基本方針の内容の概要

当社取締役会は、公開会社として当社株式の自由な売買を認める以上、特定の者の大規模な買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかし、保有不動産の有効利用による事業の安定化に加えて、3PL(物流の一括受注)による提案物流等の新事業を構築する不動産賃貸事業、自動車整備事業も組み込んだ総合物流業である当社及び当社グループ(以下「当社グループ」といいます。)の経営においては、当社グループの有形無形の経営資源、主力事業である公共性の高い貨物自動車運送事業という当社グループに与えられた社会的な使命、それらをふまえた当社グループの企業価

値の向上ひいては株主共同の利益の確保等への理解が不可欠です。これらを継続的に維持、向上させていくためには、当社グループの強みである、(a)安全が絶対条件である危険物輸送の高度な知識を、一般貨物輸送に取り込み商品化した事業展開、(b)取引先の多面的なニーズに応え高品質の物流を提供するノウハウと専門性、3PL事業による物流の一括受注、(c)労使一体となった事業の推進等独自性を機軸とした中長期的な視野を持った経営的な取組みが必要不可欠であると考えております。当社グループの財務及び事業の方針の決定を支配する者によりこうした中長期的視野を持った経営的な取組みが実行されない場合、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益や当社グループに関わる全てのステークホルダーの利益は毀損される可能性があります。

当社は、当社株式の適正な価値を株主及び投資家の皆様にご理解いただくようIR活動に努めておりますものの、突然大規模な買付行為がなされたときに、買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうかなど買付者による大規模な買付行為の是非を株主の皆様が短期間の内に適切に判断するためには、買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠です。さらに、当社株式の継続保有をお考えの株主の皆様にとっても、かかる買付行為が当社グループに与える影響や、買付者が考える当社グループの経営に参画したときの経営方針、事業計画の内容、当該買付行為に対する当社取締役会の意見等の情報は、当社株式の継続保有を検討するうえで重要な判断材料となると考えます。

基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

当社は、創業以来、貨物自動車運送事業を基盤事業として、長い歳月をかけて築いた輸送ノウハウと顧客との深い信頼関係が、大手優良企業との強固な取引関係を実現していると考えています。その他、商品販売事業や保有資産の有効利用・提案物流による施設を提供する不動産賃貸事業等についても強化しており、現在では、当社が展開するセグメントは3セクションとなっております。当社は、広い視野で積極的にビジネスを開拓しながら、確実な収益性や効率性を追求し、着実な事業の多角化を推進しています。

当社は、次の3点につき中長期的な観点から取り組んでいます。

- (a) アウトソーシングのニーズを取り込むため、保管業務から輸送までの工程を一元化した『システム物流』を3PL(物流の一括受託)事業として拡大を目指してまいります。3PLにつきましては、年間を通してほぼ満床状態で稼働しており、安定的に推移しておりますが、引き続き収益基盤の改善に注力し、持続的な成長と中長期的な企業価値向上に取り組んでまいります。
- (b) 長期的成長と存在感のある企業を目指し、トラック輸送におきましては、将来にわたる持続可能な収益基盤改革に向け、特殊貨物輸送などの参入障壁の高い物流へシフトを加速させるべく、積極的な投資を推し進めるとともに、競合他社との差別化を図ることで収益的な成長を図ってまいります。また、生産性の向上と合理化を図るとともに、サステナビリティを追求した環境配慮型経営を実行してまいります。
- (c) 輸送協力会をはじめとした協力会社との提携等により、荷主に安定的な商品輸送を提供するとともに、情報化社会のツールを有効活用した、新たな事業展開を強化し、事業拡大を図るとともに、引き続きESGを意識した経営、M&Aによる業容の拡大を推進してまいります。

これら中長期的な取組みにより、一層の企業価値ひいては株主共同の利益の向上に取り組んでおります。

また、当社は、貨物自動車運送事業をメインセグメントとし、常に安定した物流サービスを提供することで、飲料製品を中心とするサプライチェーンの構築を担い、社会インフラを支えているものと考えております。不透明で変化の激しい経営環境においては、安心・安全・安定物流の実現のため、的確な意思決定と迅速な業務執行、並びに適正な監査・監督のための体制強化が必要であり、株主をはじめとするステークホルダーに対し経営の透明性をより高めるとともに、経営効率の公表、コーポレート・ガバナンスの強化および法令遵守の徹底に努めます。また、地球環境・社会・ガバナンスの3つの観点において持続可能なビジネスを構築し、SDGsに賛同するとともに、具体的な取り組みを常にアップデートし、物流業界をリードする企業を目指します。

当社は、2022年6月28日開催の当社第109回定時株主総会での承認により、監査等委員会設置会社へ移行しました。これにより、取締役の職務執行の監査等を担う複数の社外取締役を含む監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図ってまいりたいと考えております。

当社取締役会につきましては、監査等委員ではない取締役5名、監査等委員である取締役4名（内3名は独立社外役員）で構成されており、経営陣幹部の選解任その他の重要な意思決定を通じて経営の監督を行っております。また、激しい企業環境の変化に迅速に対応し、責任の明確化を図り、職務遂行度をより厳しく問うことの目的として、監査等委員ではない取締役任期を1年、監査等委員である取締役の任期を2年としております。当社は、執行役員制度を導入しており、業務執行体制を明確化し、取締役の活性化と業務執行機能の強化を図っております。

なお、当社は、取締役の就任時及び就任後に必要とされる知識、情報を提供するため、適宜役員研修を実施しております。

このような体制整備のほか、当社では情報開示の充実がコーポレート・ガバナンスにとって有効な機能を果たすと考えており、各種の会社情報を適時、適切にかつ積極的に開示することによって、株主の皆様やその他外部からのチェック機能を高め、経営の透明度を高めることを今後とも充実させていきたいと考えております。

これらの取組みの充実を含め、今後とも一層のコーポレート・ガバナンスの強化を図っていく考えであります。

中長期戦略に基づく取組みは、当社グループの企業価値を向上させ、当社の株主共同の利益を著しく損なう大規模な買付者が現れる危険性を低減するものと考えます。また、コーポレート・ガバナンスの強化充実に向けた取組みは、中長期戦略を推進し、企業価値ひいては株主共同の利益の向上を図る基盤となるものと考えます。したがって、かかる取組みは、会社支配に関する基本方針に沿うものであると考えます。

不適切な支配の防止のための取組みの概要

当社は、2025年6月26日開催の第112回定時株主総会において、**「大規模買付行為への対応方針」**(以下「本対応方針」といいます。)の継続につき株主の皆様のご承認をいただきました。

本対応方針は、(a)特定株主グループの議決権割合を20%以上とする目的とする当社株券等の買付行為、(b)結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為、または(c)結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社の他の株主との合意等(いずれにおいてもあらかじめ当社取締役会が同意したも者を除き、また(a)及び(b)の買付行為は市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。かかる買付行為または同意等を以下「大規模買付行為」といい、かかる買付行為または合意等を行う者を以下「大規模買付者」といいます。)が行われる場合には、以下のとおり一定の合理的なルール(大規模買付ルール)に従っていただくこととし、これを遵守した場合および遵守しなかった場合につき一定の対応方針を定めることをもって会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みといたします。

当社が設定する大規模買付ルールとは、(a)大規模買付者が当社取締役会に対して大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を事前に提供し、(b)当社取締役会のための一定の評価期間が経過し、かつ(c)取締役会またはその他の法令及び定款の下でとりうる合理的な施策(以下「新株予約権無償割当て等」といいます。)の実施の可否について決議を行った後に大規模買付行為を開始する、というものです。

当社の株券等について大規模買付行為が行われる場合、まず、大規模買付者には、当社代表取締役宛に大規模買付者及び大規模買付行為の概要並びに大規模買付ルールに従う旨が記載された意向表明書を提出することを求めます。さらに、大規模買付者には、当社取締役会が当該意向表明書受領後10営業日以内に交付する必要情報リストに基づき株主の皆様の判断及び当社取締役会の意見形成のために必要な情報の提供を求めます。

次に、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し前述の必要情報の提供を完了した後、60日(対価を現金(円貨)のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合)又は90日(その他の大規模買付行為の場合)を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間とし、当社取締役会は、当該期間内に、外部専門家等の助言を受けながら、大規模買付者から提供された情報を十分に評価・検討し、後述の独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会としての意見を取りまとめて公表します。また、当社取締役会は、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会としての代替案を提示することもあります。

当社取締役会は、本対応方針を適正に運用し、当社取締役会による恣意的な判断を防止するための諮問機関として、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役及び社外有識者の中から選任された委員からなる独立委員会を設置し、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否かの判断、大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められるか否かの判断、および新株予約権無償割当てを実施・変更・停止すべきか否かの判断など、本対応方針にかかる重要な判断に際しては、必ず独立委員会に諮問することとし、当社取締役会はその勧告を最大限尊重するものとします。独立委員会は(a)大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しないため新株予約権無償割当ての実施を勧告した場合、(b)大規模買付者による大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められるため新株予約権無償割当ての実施を勧告した場合、および(c)大規模買付者による大規模買付行為ないしその提案内容の評価、検討の結果、新株予約権無償割当ての不実施を勧告した場合を除き、新株予約権無償割当て等の実施の可否につき株主総会に諮るべきである旨を当社取締役会に勧告するものとします。

当社取締役会は、株主総会決議に従って、又は取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情がな

い限り独立委員会の前述の勧告を最大限尊重し、新株予約権無償割当等の実施又は不実施に関する会社法上の機関としての決議を遅滞なく行うものとします。新株予約権無償割当を実施する場合には、新株予約権者は、当社取締役会が定めた1円以上の額を払い込むことにより新株予約権行使し、当社普通株式を取得することができるものとし、当該新株予約権には、大規模買付者等による権利行使が認められないという行使条件や当社が大規模買付者等以外の者から当社株式と引換に新株予約権を取得することができる旨の取得条項等を付すことがあるものとします。また、当社取締役会は、当社取締役会又は株主総会が新株予約権無償割当の実施を決定した後も、新株予約権無償割当の実施が適切でないと判断した場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、新株予約権無償割当の実施の変更又は停止を行うことがあります。当社取締役会は、前述の決議を行った場合は、独立委員会が必要と認める事項とともに速やかな情報開示を行います。

本対応方針の有効期限は、2025年6月26日開催の定時株主総会においてその継続が承認されたことから、当該定時株主総会の日から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとし、その後の継続についても同様とします。なお、本対応方針の有効期間中であっても、企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から、関係法令の整備や、金融商品取引所が定める上場制度の整備等を踏まえ隨時見直しを行い、本対応方針の変更を行うことがあります。

なお、本対応方針の詳細については、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.tohbu.co.jp/>)に掲載する2025年5月14日付プレスリリースをご覧下さい。

不適切な支配の防止のための取組みについての取締役会の判断

前記 基本方針の実現に資する特別な取組みは、 に記載したとおり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための具体的方策であり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではなく、当社の基本方針に沿うものです。

また、前記 の本対応方針も、企業価値ひいては株主共同の利益を確保するためのものであります。本対応方針は、当社取締役会から独立した組織として独立委員会を設置し、新株予約権無償割当等の実施・不実施の判断の際には取締役会はこれに必ず諮問することとなっていること、独立委員会が株主総会に諮る必要がないと判断する限定的な場合を除き、原則として株主総会決議によって新株予約権無償割当等の実施の可否が決せられること、本対応方針の有効期間は3年であり、その継続については株主の皆様のご承認をいただくこととなっていること等その内容において当社取締役会による適正な運用を担保するための手続きも盛り込まれています。以上から、本対応方針が当社役員の地位の維持を目的とするものでないことは明らかであると考えております。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

3 【重要な契約等】

当中間連結会計期間において、重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	22,996,000
計	22,996,000

【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (2025年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (2025年11月14日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	5,749,000	5,749,000	東京証券取引所 スタンダード市場	単元株式数 100株
計	5,749,000	5,749,000		

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2025年4月1日～ 2025年9月30日		5,749,000		553,031		527,524

(注) 2023年11月14日付で提出した有価証券届出書に記載した「第一部 証券情報 第1 募集要項 4 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」について、次のとおり変更が生じております。

(1) 変更の理由

当初の見込みは、東部滋賀物流センター敷地内の危険物倉庫の建設並びに設備取得の資金に充当する予定でありましたが、熊本県菊水市における危険物倉庫の開発が早まったため、当該倉庫の建設並びに設備取得に充当することとしました。

(2) 変更の内容

資金使途の変更内容は次のとおりです。なお、変更箇所は下線で示しております。

(変更前)

具体的な使途	金額(円)	支出予定期
3PL型営業展開を進めるための設備投資資金に充当	406,160,000	2024年4月～2025年3月

(注) 上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は銀行預金等にて管理します。

(変更後)

具体的な使途	金額(円)	支出予定期
3PL型営業展開を進めるための設備投資資金に充当	406,160,000	2025年11月～2026年12月

(注) 上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は銀行預金等にて管理します。

(5) 【大株主の状況】

2025年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
三井住友信託銀行株式会社（中村家 信託口）	東京都千代田区丸の内1丁目4番1号	1,415	24.86
丸全昭和運輸株式会社	横浜市中区南仲通2丁目15	440	7.73
アサガミ株式会社	東京都千代田区有楽町1丁目13-2	321	5.64
中村 千鶴子	横浜市神奈川区	120	2.11
株式会社みずほ銀行 (常任代理人 株式会社日本カスト ディ銀行)	東京都千代田区大手町1丁目5番5号 (東京都中央区晴海1丁目8番12号)	111	1.95
三井住友信託銀行株式会社 (常任代理人 株式会社日本カスト ディ銀行)	東京都千代田区丸の内1丁目4番1号 (東京都中央区晴海1丁目8番12号)	110	1.93
中村 匠宏	横浜市泉区	101	1.78
北陸コカ・コーラボトリング株式会 社	富山県高岡市内島3550	100	1.76
合同会社センス	東京都江東区白河4丁目9番25-1807号	93	1.64
山本 穂	横浜市泉区	88	1.55
計		2,899	50.94

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2025年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 56,600		
完全議決権株式(その他)	普通株式 5,667,200	56,672	
単元未満株式	普通株式 25,200		1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	5,749,000		
総株主の議決権		56,672	

- (注) 1. 「完全議決権株式(その他)」の普通株式には、「株式給付信託(BBT)」が保有する当社株式59,800株(議決権 598個)および「従業員株式交付信託(RS)」が保有する当社株式22,920株(議決権229個)が含まれています。なお、「株式給付信託(BBT)」が保有する議決権の数598個は議決権不行使、従業員向け株式交付信託(RS信託)の議決権(229個)は信託管理人からの指図に基づき受託者が行使します。
2. 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式7株が含まれています。

【自己株式等】

2025年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
東部ネットワーク株式会社	横浜市神奈川区栄町2番地の9	56,600		56,600	0.98
計		56,600		56,600	0.98

- (注) 「株式給付信託(BBT)」の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する当社株式及び、「従業員向け株式交付信託(RS信託)」の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行(信託口)が保有する当社株式は、上記自己名義所有株式数には含まれておりません。

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出後、当中間会計期間における役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

1 . 中間連結財務諸表の作成方法について

当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、金融商品取引法第24条の5第1項の表の第1号の上欄に掲げる会社に該当し、連結財務諸表規則第1編及び第3編の規定により第1種中間連結財務諸表を作成しております。

2 . 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間(2025年4月1日から2025年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表について、普賢監査法人による期中レビューを受けております。

1 【中間連結財務諸表】

(1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,468,595	4,486,784
受取手形	21,036	2,205
電子記録債権	125,388	141,173
営業未収入金	1,179,194	1,173,465
原材料及び貯蔵品	28,251	44,006
その他	137,187	205,939
流動資産合計	5,959,653	6,053,575
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	4,567,078	4,450,120
車両運搬具（純額）	232,124	186,065
土地	8,373,831	8,464,204
リース資産（純額）	399,320	367,889
その他（純額）	378,603	351,821
有形固定資産合計	13,950,957	13,820,100
無形固定資産		
のれん	560,267	506,152
その他	54,141	94,889
無形固定資産合計	614,408	601,042
投資その他の資産		
投資有価証券	2,235,934	2,671,238
差入保証金	1,379,513	1,380,549
繰延税金資産	120,079	111,216
その他	422,987	519,251
貸倒引当金	6,996	6,996
投資その他の資産合計	4,151,518	4,675,260
固定資産合計	18,716,884	19,096,403
資産合計	24,676,538	25,149,979

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形	73,749	552
電子記録債務	-	85,458
営業未払金	637,591	615,932
1年内返済予定の長期借入金	28,661	24,011
リース債務	72,216	68,328
未払金	94,668	80,207
未払費用	182,849	192,924
未払法人税等	103,489	113,556
賞与引当金	115,291	116,831
その他	248,443	226,728
流動負債合計	1,556,959	1,524,532
固定負債		
長期借入金	273,300	261,882
リース債務	371,107	338,128
繰延税金負債	1,301,658	1,434,981
再評価に係る繰延税金負債	102,258	102,258
退職給付に係る負債	240,971	226,275
役員株式給付引当金	47,289	52,283
従業員株式給付引当金	15,560	-
長期前受金	7,305	6,321
長期預り保証金	396,567	390,507
長期未払金	31,100	31,100
資産除去債務	19,572	19,700
その他	8,770	7,901
固定負債合計	2,815,462	2,871,340
負債合計	4,372,422	4,395,872
純資産の部		
株主資本		
資本金	553,031	553,031
資本剰余金	608,923	608,923
利益剰余金	18,351,837	18,527,055
自己株式	105,557	129,387
株主資本合計	19,408,235	19,559,622
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,162,591	1,460,288
土地再評価差額金	363,721	363,721
その他の包括利益累計額合計	798,870	1,096,566
非支配株主持分	97,010	97,917
純資産合計	20,304,115	20,754,106
負債純資産合計	24,676,538	25,149,979

(2) 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
売上高	5,458,350	5,197,850
売上原価	4,891,109	4,532,657
売上総利益	567,240	665,193
販売費及び一般管理費	422,980	483,389
営業利益	144,260	181,804
営業外収益		
受取利息	416	3,644
受取配当金	32,306	43,262
その他	5,185	16,555
営業外収益合計	37,908	63,462
営業外費用		
支払利息	7,171	6,884
保険解約損	1,909	-
その他	159	84
営業外費用合計	9,240	6,968
経常利益	172,928	238,297
特別利益		
固定資産売却益	30,135	34,574
保険解約返戻金	-	73,872
特別利益合計	30,135	108,447
特別損失		
減損損失	152,977	-
固定資産除却損	2,183	0
特別損失合計	155,161	0
税金等調整前中間純利益	47,902	346,745
法人税、住民税及び事業税	93,716	120,824
法人税等調整額	3,989	6,940
法人税等合計	89,727	127,764
中間純利益又は中間純損失()	41,824	218,980
非支配株主に帰属する中間純利益	4,400	704
親会社株主に帰属する中間純利益又は親会社株主に 帰属する中間純損失()	46,225	218,275

【中間連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
中間純利益又は中間純損失()	41,824	218,980
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	50,121	297,898
その他の包括利益合計	50,121	297,898
中間包括利益	8,296	516,879
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	3,955	515,972
非支配株主に係る中間包括利益	4,340	906

(3) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	47,902	346,745
減価償却費	310,889	258,675
減損損失	152,977	-
のれん償却額	54,114	54,114
その他の引当金の増減額(　は減少)	18,322	23,722
受取利息及び受取配当金	32,722	46,906
支払利息及び手形売却損	7,171	6,884
有形固定資産売却損益(　は益)	30,135	34,574
固定資産除却損	2,183	0
保険解約返戻金	-	73,872
売上債権の増減額(　は増加)	109,784	8,774
仕入債務の増減額(　は減少)	100,056	9,396
未払消費税等の増減額(　は減少)	35,702	11,313
その他の資産の増減額(　は増加)	14,584	7,297
その他の負債の増減額(　は減少)	49,628	141
その他	112	-
小計	512,034	468,249
利息及び配当金の受取額	32,696	46,764
利息の支払額	7,171	6,884
法人税等の支払額又は還付額(　は支払)	126,346	104,775
営業活動によるキャッシュ・フロー	411,211	403,354
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	137,851	148,267
有形固定資産の売却による収入	35,635	34,575
無形固定資産の取得による支出	19,670	45,683
投資有価証券の取得による支出	1,285	2,159
貸付けによる支出	300	4,350
貸付金の回収による収入	481	997
差入保証金の差入による支出	1,133	1,420
差入保証金の回収による収入	777	384
保険積立金の積立による支出	103,009	101,190
保険積立金の解約による収入	10,011	81,781
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	486,164	-
その他	-	3,888
投資活動によるキャッシュ・フロー	702,508	189,220

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(　は減少)	10,000	-
長期借入れによる収入	37,000	-
長期借入金の返済による支出	20,770	16,068
自己株式の取得による支出	64,233	44,143
リース債務の返済による支出	35,289	36,867
配当金の支払額	71,762	43,057
その他	42,015	55,807
財務活動によるキャッシュ・フロー	207,071	195,944
現金及び現金同等物の増減額(　は減少)	498,367	18,189
現金及び現金同等物の期首残高	4,587,605	4,468,595
現金及び現金同等物の中間期末残高	4,089,237	4,486,784

【注記事項】

(追加情報)

(株式報酬制度)

当社は、2019年6月26日開催の第106回定時株主総会の決議に基づき、中長期的な企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、取締役（社外取締役を除く。）を対象とする株式報酬制度「株式給付信託（BBT）」（以下「本制度」という。）を導入しております。

本制度に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 2015年3月26日）に準じて、総額法を適用しております。

取引の概要

当社は取締役に対し、役員株式給付規程に基づき定まるポイントを付与し、役員退任時等に累計ポイントに応じた当社株式及び金銭を給付します。役員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理しております。

信託に残存する自社の株式

当社は、本信託に残存する当社株式を、本信託における帳簿価額（付隨費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額および株式数は、前連結会計年度末59,719千円、59,800株、当中間連結会計期間末59,719千円、59,800株であります。

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当社は、2024年5月14日開催の取締役会の決議に基づき、当社および子会社の従業員（以下「従業員」という。）に対する福利厚生制度を拡充させるとともに、従業員の帰属意識を醸成し、経営参画意識を持たせ、さらに当社業績や株価上昇への意識を高めることにより、当社の中長期的な企業価値向上を図ることを目的として、従業員向けインセンティブ・プラン（従業員向け株式交付信託（RS信託））を導入しております。

本制度に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 2015年3月26日）に準じて、総額法を適用しております。

取引の概要

本制度は、当社が設定した信託の受託者が、当社が信託する金銭を原資として当社の普通株式（以下「当社株式」という。）の取得を行ったうえで、当社が付与するポイント数に応じた数の当社株式を、一定の要件を充足する従業員に対して交付する、というインセンティブ・プランです。当該ポイントは、当社取締役会が定める株式交付規程に従って、従業員の役職等に応じて付与されるものであり、各従業員に交付される当社株式の数は、付与されるポイント数により定まります。交付される当社株式については、当社と各従業員との間で譲渡制限契約を締結することにより、退職までの譲渡制限を付するものとします。

信託に残存する自社の株式

当社は、本信託に残存する当社株式を、本信託における帳簿価額（付隨費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額および株式数は前連結会計年度末39,648千円、47,000株、当中間連結会計期間末19,334千円、22,920株であります。

(中間連結貸借対照表関係)

受取手形割引高

	前連結会計年度 2025年3月31日	当中間連結会計期間 2025年9月30日
受取手形割引高	4,213千円	5,355千円

(中間連結損益計算書関係)

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
給料及び手当	102,221千円	106,945千円
賞与引当金繰入額	15,902	15,148
退職給付費用	5,279	1,991
株式報酬費用	4,825	6,585

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
現金及び預金勘定	4,089,237千円	4,486,784千円
現金及び現金同等物	4,089,237	4,486,784

(株主資本等関係)

前中間連結会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2024年6月26日 定時株主総会	普通株式	71,762	12.50	2024年3月31日	2024年6月27日	利益剰余金

(注) 2024年6月26日定時株主総会決議による配当金の総額には、信託が保有する自社株式に対する配当金380千円が含まれております。

2. 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間末後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2024年11月12日 取締役会	普通株式	43,057	7.50	2024年9月30日	2024年12月13日	利益剰余金

(注) 2024年11月12日取締役会決議による配当金の総額には、信託が保有する自社株式に対する配当金757千円が含まれております。

当中間連結会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2025年6月26日 定時株主総会	普通株式	43,057	7.50	2025年3月31日	2025年6月27日	利益剰余金

(注) 2025年6月26日定時株主総会決議による配当金の総額には、信託が保有する自社株式に対する配当金801千円が含まれております。

2. 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間末後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2025年11月11日 取締役会	普通株式	42,692	7.50	2025年9月30日	2025年12月15日	利益剰余金

(注) 2025年11月11日取締役会決議による配当金の総額には、信託が保有する自社株式に対する配当金620千円が含まれております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報並びに収益の分解情報

(単位:千円)

	報告セグメント				調整額 (注)2	中間連結 損益計算書計 上額 (注)3
	貨物自動車運 送事業	不動産賃貸事 業	その他事業 (注)1	計		
売上高						
一時点で移転される財又は サービス	469,542	-	123,004	592,546	-	592,546
一定の期間にわたり移転さ れる財又はサービス	4,536,012	-	-	4,536,012	-	4,536,012
顧客との契約から生じる 収益	5,005,554	-	123,004	5,128,558	-	5,128,558
その他の収益	-	315,961	13,830	329,791	-	329,791
外部顧客への売上高	5,005,554	315,961	136,834	5,458,350	-	5,458,350
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	4,316	9,908	14,225	14,225	-
計	5,005,554	320,278	146,742	5,472,575	14,225	5,458,350
セグメント利益	134,051	199,969	52,719	386,741	242,480	144,260

(注) 1. 「その他事業」は、商品販売事業（石油製品、セメントの販売等）及び自動車整備業等であります。

2. セグメント利益の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社費用で、報告セグメントに帰属しない
一般管理費であります。

3. 報告セグメント利益の合計額は、中間連結損益計算書計上額(営業利益)と一致しております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(のれんの金額の重要な変動)

貨物自動車運送事業において、テーエス運輸株式会社の株式取得による連結子会社化に伴い、当中間連結会計期間
において、のれんが538,977千円発生しております。

また、当該のれんの減損損失を計上しております。当該事象によるのれんの減少額は152,977千円であります。

(単位:千円)

	貨物自動車運送事業	不動産賃貸事業	その他事業	全社・償却	合計
減損損失	152,977	-	-	-	152,977

当中間連結会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報並びに収益の分解情報

(単位 : 千円)

	報告セグメント				調整額 (注) 2	中間連結 損益計算書計 上額 (注) 3
	貨物自動車運 送事業	不動産賃貸事 業	その他事業 (注) 1	計		
売上高						
一時点で移転される財又は サービス	433,952	-	125,207	559,160	-	559,160
一定の期間にわたり移転さ れる財又はサービス	4,299,799	-	-	4,299,799	-	4,299,799
顧客との契約から生じる 収益	4,733,751	-	125,207	4,858,959	-	4,858,959
その他の収益	-	325,061	13,830	338,891	-	338,891
外部顧客への売上高	4,733,751	325,061	139,037	5,197,850	-	5,197,850
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	698	-	698	698	-
計	4,733,751	325,759	139,037	5,198,549	698	5,197,850
セグメント利益	209,957	206,068	46,032	462,058	280,254	181,804

- (注) 1. 「その他事業」は、商品販売事業（石油製品、セメントの販売等）及び自動車整備業等であります。
 2. セグメント利益の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社費用で、報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
 3. 報告セグメント利益の合計額は、中間連結損益計算書計上額(営業利益)と一致しております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項(セグメント情報等)」に記載のとおりであります。

(1 株当たり情報)

1 株当たり中間純利益金額又は 1 株当たり中間純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2024年 4月 1日 至 2024年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年 4月 1日 至 2025年 9月30日)
1 株当たり中間純利益金額又は 1 株当たり中間純損失金額()	8円13銭	38円68銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する中間純利益金額又は親会社株主に帰属する中間純損失金額()(千円)	46,225	218,275
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益金額又は親会社株主に帰属する中間純損失金額()(千円)	46,225	218,275
普通株式の期中平均株式数(千株)	5,685	5,642

- (注) 1. 「1 株当たり中間純利益金額又は 1 株当たり中間純損失金額」の算定上、役員株式給付信託及び従業員株式交付信託が保有する当社株式を期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております（前中間連結会計期間 101,000株、当中間連結会計期間 89,562株）。
2. 前中間連結会計期間の潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額については、1 株当たり中間純損失金額であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。当中間連結会計期間の潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【その他】

2025年11月11日開催の取締役会において、当期中間配当に關し、次のとおり決議いたしました。

(イ) 配当金の総額..... 42,692千円

(ロ) 1株当たりの金額..... 7円 50銭

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日..... 2025年12月15日

(注) 2025年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行います。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025年11月14日

東部ネットワーク株式会社
取締役会 御中

普賢監査法人
東京都千代田区

指 定 社 員 公認会計士 佐藤 功一
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 伊藤 達哉
業務執行社員

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2 第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている東部ネットワーク株式会社の2025年4月1日から2026年3月31までの連結会計年度の中間連結会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東部ネットワーク株式会社及び連結子会社の2025年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

なる可能性がある。

- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の期中レビュー報告書の原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは期中レビューの対象には含まれていません。